

## 指定都市の「平成 31 年度国の施策及び予算に関する提案 (通称：白本)」について

### (1) 「国の施策及び予算に関する提案 (通称：白本)」とは

「国の施策及び予算に関する提案 (通称：白本)」とは、大都市行政を推進する上で、国の理解・協力を得なければならない指定都市共通の事項についての提案書です。

政府予算案への反映に向けて、関係府省及び政党に対し、各指定都市市長及び議長による要請行動を実施しています。

### (2) 平成 31 年度白本 (平成 30 年度作成分) の進め方について

今年度の白本のとりまとめ幹事市は、大阪市です。

1 月～ 4 月	提案事項等の調整 (原局局長会議に依頼し、提案事項候補案が提出される)
6 月 1 日	提案事項・提案書案等の協議・全体調整 (各指定都市の企画・財政担当課長合同会議)
<b>6 月 8 日</b>	<b>大都市行財政制度特別委員会へ報告 (今年度の白本の提案事項 (案) 等について)</b>
6 月 18 日	提案事項・提案書案等の協議・全体調整 (各指定都市の企画・財政担当局長合同会議)
7 月上旬	提案書の確定 (各指定都市市長・議長決裁)
7 月中下旬 ～ 8 月上旬	各指定都市市長・議長による要請活動

### (3) 提案事項 (案)

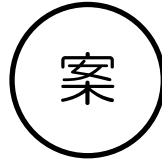
- 税財政・大都市制度に関する提案事項 : 5 項目
- 個別行政分野に関する提案事項 : 10 項目

※各提案事項 (案) の概要は、裏面のとおり

【提案事項（案）の概要】

	提案事項	提案内容	
税財政・大都市制度関係	1	真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正	消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高める。
	2	大都市税源の拡充強化	大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応するため、国・道府県から指定都市への税源移譲を行う。
	3	国庫補助負担金の改革	国と地方の役割分担の見直しを行った上で、地方が担うべき分野については国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲する。
	4	地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止	地方交付税総額の必要額を確保する。臨時財政対策債は廃止し、地方の財源不足の解消は地方交付税の法定率引上げによって対応する。
	5	多様な大都市制度の早期実現	従来から指定都市市長会が提案している「特別自治市」制度の法制化など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図る。
個別行政分野関係	6	児童福祉施策の拡充	幼児教育・保育の無償化については、地方公共団体に負担を生じさせることなく、国の責任において着実に推進する。 また、待機児童対策をはじめ、子ども・子育て支援新制度の充実、総合的な放課後児童対策、子育て家庭の経済的負担の軽減、児童虐待防止対策や社会的養護の充実、子どもの貧困対策の推進のため、財政措置の拡充など必要な措置を講ずる。
	7	インフラ施設の長寿命化対策	持続的なインフラメンテナンスサイクルを確立するため、継続的かつ確実な財源を確保するとともに、増加していく費用の縮減に向け、新技術等によるコスト低減手法の開発に努める。
	8	学校・幼稚園における働き方改革の推進	教員の負担軽減に向けた施策について、配置の拡大や補助基準額の引上げ、補助要件の緩和など、より一層の財政措置を講ずる。また、更なる教職員定数の改善を図るとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を教職員定数として算定し、国庫負担の対象とする。
	9	医療保険制度の抜本的改革及び国民健康保険財政の確立	国民皆保険制度を安定的で持続可能な制度として再構築するため、国の責任において医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を実現する。
	10	介護保険制度の円滑な実施	介護保険制度を円滑かつ安定的に運営できるよう、地方公共団体の意見を十分反映し、制度改正や介護報酬の改定等を行う。
	11	生活保護の更なる適正化及び生活困窮者支援に対する財政措置	生活保護制度の更なる適正化を推進するため、生活保護費の全額国庫負担、最低限度の生活を保障した上での医療費の一部自己負担の導入、金融機関等への回答の義務付け等の必要な措置を、地方公共団体の意見を十分踏まえ、国の責任において講ずる。
	12	義務教育施設等の整備推進	学校施設の老朽化対策や防災機能の強化など、計画的な整備推進のために必要な財政措置を講ずるとともに、補助要件の緩和や補助単価の引上げなど制度の充実を図る。
	13	福祉・保健・医療分野における人材確保の施策の充実	介護職員の処遇改善として、給与、福利厚生の実施をはじめとした労働環境の改善を図るため、財政措置の拡充などを講ずる。
	14	中小企業における人材確保支援、生産性向上及び若者、女性等の活躍促進	若者、女性等の人材の活躍促進や掘り起こし、人材を労働市場へつなげる取組を実施するとともに、職場環境や処遇の改善、採用事務や人材定着のスキル向上、生産性向上などの中小企業の経営力強化のための支援により、中小企業の働き方改革を推進する。 また、地方公共団体が各地域の実情に応じて行う施策について、財政措置も含めて積極的に支援する。
	15	下水道施設の改築への国費負担の継続	下水道施設の改築に係る国費負担について、下水道の公共的役割に対する国の責務の観点から、確実に継続する。

<参考資料：平成31年度国の施策及び予算に関する提案(案)>



平成 30 年 6 月 1 日 開催  
指定都市企画・財政担当課長合同会議  
配付資料（抜粋）

平成 31 年 度  
国の施策及び予算に関する提案（案）

平成 30 年 7 月

指 定 都 市

## 目 次

・ 提案事項	1
<税財政・大都市制度関係>	1
<個別行政分野関係>	2
・ 提案事項詳細説明	4
<税財政・大都市制度関係>	
1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正	5
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】	
2 大都市税源の拡充強化	6
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】	
3 国庫補助負担金の改革	7
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】	
4 地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止	8
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】	
5 多様な大都市制度の早期実現	9
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】	
<個別行政分野関係>	
6 児童福祉施策の拡充	10
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省・文部科学省】	
7 インフラ施設の長寿命化対策	11
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・国土交通省】	
8 学校・幼稚園における働き方改革の推進	12
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・文部科学省】	
9 医療保険制度の抜本的改革及び国民健康保険財政の確立	13
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省】	
10 介護保険制度の円滑な実施	14
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省】	
11 生活保護の更なる適正化及び生活困窮者支援に対する財政措置	15
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省】	
12 義務教育施設等の整備推進	16
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・文部科学省】	
13 福祉・保健・医療分野における人材確保の施策の充実	17
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省】	
14 中小企業における人材確保支援、生産性向上及び若者、女性等の活躍促進	18
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省・経済産業省】	
15 下水道施設の改築への国費負担の継続	19
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・国土交通省】	

## 国の施策及び予算に関する提案

指定都市では、近年における社会経済情勢の変化に伴い、社会保障制度の充実向上、生活環境の整備、都市機能の充実等の財政需要が増加の一途をたどっていますが、これらの財政需要に対し税制上十分な措置がなされていないことなどに加えて、地方法人税の影響により、都市税源の確保は更に厳しい状況となっています。また、徹底した行財政改革に取り組んでいるものの、経済対策に呼応した社会資本整備などに係る借入金の償還が大きな負担となっています。さらには、熊本地震等大規模災害からの復旧・復興の取組のほか、防災・減災対策の一層の推進に多額の費用が見込まれるなど、財政運営は極めて厳しい状況に置かれています。

指定都市は、このような状況の中でも引き続き、圏域における中枢都市として、日本を牽引するエンジンとなり、日本経済の再生と地方創生及び一億総活躍社会の実現に向けて、先駆的かつ先導的役割を果たすことが不可欠です。また、少子・高齢化対策、都市の活性化、社会資本の長寿命化等の緊急かつ重要な施策を積極的に推進していく必要があります。そこで、指定都市は、国から地方への税源移譲・権限移譲等の一体的な実施による真の分権型社会の実現に向け、平成31年度国家予算編成に当たり以下のとおり提案します。

政府並びに関係機関においては、この趣旨を踏まえ、適切な措置を講ずるよう強く要請します。

平成30年7月

指定都市市長会

指定都市議長会

P

## [提案事項<税財政・大都市制度関係>]

### 1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正

真の分権型社会の実現のため、消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

また、地方公共団体間の財政力格差の是正を目的に導入された地方法人税は、単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反する不適切な制度である。地方公共団体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。

### 2 大都市税源の拡充強化

大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応するため、国・道府県から指定都市への税源移譲を行うこと。

### 3 国庫補助負担金の改革

国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

また、税源移譲されるまでの間、地方が必要とする国庫補助負担金の総額を確保するとともに、事業規模や用途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続の簡素化等、地方にとって、自由度が高く活用しやすい制度とすること。

### 4 地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

地方交付税は、地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきでない。

地方交付税総額については、地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること。なお、地方の保有する基金の増加や現在高を理由とした地方財源の削減は決して行わないこと。

また、地方の歳出削減努力によってもなお生ずる財源不足の解消は地方交付税の法定率を引き上げて対応すべきであり、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

さらに、地方交付税の算定に当たっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させるとともに、予算編成に向けた地方交付税額の予見可能性の確保に努めること。

### 5 多様な大都市制度の早期実現

基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、従来から指定都市市長会が提案している「特別自治市」制度の法制化など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図ること。

## [提案事項<個別行政分野関係>]

### 6 児童福祉施策の拡充

幼児教育・保育の無償化については、地方公共団体に負担を生じさせることなく、国の責任において着実に推進すること。

また、待機児童対策をはじめ、子ども・子育て支援新制度の充実、総合的な放課後児童対策、子育て家庭の経済的負担の軽減、児童虐待防止対策や社会的養護の充実、子どもの貧困対策の推進のため、財政措置の拡充など必要な措置を講ずること。

### 7 インフラ施設の長寿命化対策

現在、地方公共団体は、国民の生命と暮らしを守るため、所管するインフラ施設の長寿命化が不可欠であることから、ライフサイクルコスト削減を目指す予防保全型の「定期点検」及び「長寿命化計画」を実施・策定し、その計画に基づき、施設の適切な維持管理と更新を実施しているが、持続的なインフラメンテナンスサイクルを確立するため、国においても、継続的かつ確実な財源を確保するとともに、増加していく費用の削減に向け、新技術等によるコスト低減手法の開発に努めること。

### 8 学校・幼稚園における働き方改革の推進

学校・幼稚園における働き方改革を推進するため、部活動指導員やスクール・サポート・スタッフの配置など教員の負担軽減に向けた施策について、配置の拡大や補助基準額の引上げ、補助要件の緩和など、より一層の財政措置を講ずること。

また、更なる教職員定数の改善を図るとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を教職員定数として算定し、国庫負担の対象とすること。

### 9 医療保険制度の抜本的改革及び国民健康保険財政の確立

国民皆保険制度を安定的で持続可能な制度として再構築するため、国の責任において、医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を実現すること。

また、一本化が実現するまでの間は、今般の医療保険制度改革にとどまらず、更なる国費の投入など国民健康保険制度が抱える構造的な問題の解決に必要な財政措置の実施、地方単独事業に係る国庫負担金等の全ての減額措置の廃止等、安定的な制度運営に向けた対策を講ずること。

### 10 介護保険制度の円滑な実施

介護保険制度を円滑かつ安定的に運営できるよう、地方公共団体の意見を十分反映し、制度改正や介護報酬の改定等を行うこと。

特に、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化の取組推進については、取組状況の把握に努めて必要な支援を行うとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進と制度の持続可能性を確保するために必要な財政措置を講ずるとともに、指定都市の主体的な取組が可能となるよう、地域医療介護総合確保基金に指定都市への配分枠を確保するなど、運用の改善を講ずること。

また、給付費の増大に伴い介護保険料が上昇しており、低所得者を中心に保険料や利用料の負担が重くなっていることから、保険料軽減強化の早期完全実施など更なる負担軽減策を実施すること。

## 11 生活保護の更なる適正化及び生活困窮者支援に対する財政措置

生活保護制度の更なる適正化を推進するため、生活保護費の全額国庫負担、最低限度の生活を保障した上での医療費の一部自己負担の導入、金融機関等への回答の義務付け等の必要な措置を、地方公共団体の意見を十分踏まえ、国の責任において講ずること。

また、ホームレスの自立支援などの施策を含む生活困窮者自立支援制度においても、各地方公共団体の実情に応じた効果的かつ実効性のある事業が実施できるよう、補助基準額及び補助率の見直しを行うなど、十分な財政措置を講ずること。

## 12 義務教育施設等の整備推進

学校施設の老朽化対策や防災機能の強化など、計画的な整備推進のために必要な財政措置を講ずるとともに、補助要件の緩和や補助単価の引上げなど制度の充実を図ること。

## 13 福祉・保健・医療分野における人材確保の施策の充実

福祉・保健・医療分野における人材確保は喫緊の課題であり、介護職員の処遇改善として、給与、福利厚生の実施をはじめとした労働環境の改善を図るため、財政措置の拡充などを講ずること。

また、発達障害や療育に関する相談が増加している中で、診断のできる医師の確保のために、養成機関の整備と診療報酬を改定し、人材確保のために必要な措置を講ずること。

## 14 中小企業における人材確保支援、生産性向上及び若者、女性等の活躍促進

地域経済を支える中小企業・小規模企業の成長及び持続的発展のため、その人材不足解消に向けて、若者、女性等の人材の活躍促進や掘り起こし、人材を労働市場へつなげる取組を実施するとともに、職場環境や処遇の改善、採用事務や人材定着のスキル向上、生産性向上などの中小企業の経営力強化のための支援により、国において中小企業の働き方改革を推進すること。

また、国による働き方改革の推進のもと、地方公共団体が各地域の実情に応じて行う中小企業の人材確保、人材育成、職場環境整備及び生産性向上、並びに若者、女性等の就労支援に向けた施策について、財政措置も含めて積極的に支援すること。

## 15 下水道施設の改築への国費負担の継続

下水道施設の改築に係る国費負担について、都市の安全や安心を確保するため、公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全など、下水道の公共的役割に対する国の責務の観点から、確実に継続すること。